



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

厚労省保険局に3団体で要望

訪問看護に関する「新型コロナウイルス感染症に係る 診療報酬上の臨時的取扱い」の延長を

公益社団法人日本看護協会（会長・高橋弘枝、会員76万人）は9月8日、公益財団法人日本訪問看護財団、一般社団法人全国訪問看護事業協会と連名で、厚生労働省の伊原和人保険局長に訪問看護に関する「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いに関する要望」を提出しました。

診療報酬上の特例については、今夏までの医療提供体制の状況などを検証しながら必要な見直しを行い、その上で、令和6年4月の診療報酬・介護報酬同時改定において恒常的な感染症対応への見直しを行うこととされています。

訪問看護では、自宅療養している新型コロナウイルス感染症の利用者に対応しており、急激な症状増悪などに注意しながら慎重に看護を提供する必要があります。適時、必要な看護ケアが提供できるよう、訪問看護提供体制の確保は非常に重要です。そのため、3団体は、訪問看護療養費に関する新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて下記の通り期間の延長を要望しました。

伊原保険局長は「感染拡大を受け、訪問看護の現場の方々には苦勞していただいている。中医協で議論を進め、現場の状況を見ながらしかるべき対応について整理したい」と述べました。

報道関係の皆さまにおかれましては、今回の要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。



伊原保険局長(右)に要望書を手渡す
高橋会長、日本訪問看護財団の平原常務理事

《要望事項》

- 訪問看護療養費に関する新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて、令和6年3月末まで延長されたい。

令和5年9月8日

厚生労働省

保険局長 伊原 和人殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 高橋 弘枝



公益財団法人 日本訪問看護財団
理事長 田村 やよひ



一般社団法人 全国訪問看護事業協会
会長 中島 正治



新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の 臨時的な取扱いに関する要望

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」において示されてきた、診療報酬上の特例について、今夏までの医療提供体制の状況等を検証しながら、必要な見直しを行い、その上で、令和6年4月の診療報酬・介護報酬同時改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行うこととされています。

わが国では、新型コロナウイルス感染症は毎年夏に感染拡大の波を生じており、新型コロナウイルス感染症の終息を現時点で見込むことは難しい状況です。引き続き、感染状況を注視しながら、適切な医療提供体制の確保が求められます。

特に訪問看護においては、自宅療養している新型コロナウイルス感染症の利用者に対応しており、急激な症状増悪等に注意しながら慎重に看護を提供する必要があります。感染症類型が五類に移行しても、十分な感染対策が必要なことに変わりはありません。そのため、適時、必要な看護ケアが提供できるよう、引き続き、訪問看護提供体制の確保は非常に重要です。

つきましては、以下の事項につきまして要望するとともに、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

要 望 事 項

- 訪問看護療養費に関する新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて、令和6年3月末まで延長されたい。